（起訴状の謄本の送達等・法第四百六十三条等）

第二百九十二条　法第四百六十三条第三項の規定による通知をした場合（公訴の提起が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合に限る。）又は法第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた場合には、第百七十六条の規定の適用があるものとする。

2　法第四百六十三条第六項において適用する法第二百七十一条の二第一項の規定による求めをする場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第百六十五条の二第二項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

（書類等の返還等）

第二百九十三条　裁判所は、法第四百六十三条第三項又は第四百六十五条第二項の通知をしたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

一　第二百八十九条第一項の書類及び証拠物並びに合意内容書面等（電磁的記録であるものを除く。）及び法第三百五十条の十第二項の書面を検察官に返還すること。

二　第二百八十九条第一項の電磁的記録並びに合意内容書面等（電磁的記録であるものに限る。）及び法第三百五十条の十第二項の電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機及び記録媒体から消去すること。

（拘置請求書の記載要件・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の二　法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

［一～三　略］

四　書面による拘置状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

［2　略］

（資料の提供・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の三　法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

一　罰金の裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）

二　法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電

（起訴状の謄本の送達等・法第四百六十三条等）

第二百九十二条　法第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた場合には、第百七十六条の規定の適用があるものとする。

2　法第四百六十三条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第百六十五条の二第二項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

（書類等の返還）

第二百九十三条　裁判所は、法第四百六十三条第三項又は第四百六十五条第二項の通知をしたときは、直ちに第二百八十九条第一項の書類及び証拠物並びに合意内容書面及び法第三百五十条の十第二項の書面を検察官に返還しなければならない。

［新設］

（拘置請求書の記載要件・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の二　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［2　同上］

（資料の提供・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の三　［同上］

一　罰金の裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本

二　法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本